明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕

○留置施設視察委員会の委員の定数及び任期についての基準を定める規則（**国家公安委**一〇）　一

〔告　示〕

○特定国外派遣組織を指定する件（**総務**三二七、三二八）　一
○除籍が滅失した件（**法務**三〇二～三〇四）　二
○日本国に帰化を許可する件（**同**三〇五）　三
○肥料の登録の有効期間を更新した件（**農林水産**二三九四）　五
○肥料の名称の変更に係る届出があった件（**同**二三九五）　五
○肥料の登録を失効した件（**同**二三九六）　五
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（**国土交通**八一一～八一五）　六
○航路標識に関する件（**海上保安庁**一六七～一七〇）　六
○道路に関する件（**東北地方整備局**一八二）　八
○道路に関する件（**近畿地方整備局**一八九）　八
○道路に関する件（**中国地方整備局**一二七、一二八）　八

〔人事異動〕

内閣　法務省　公安調査庁　外務省　八

〔官庁報告〕

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　八

〔公　告〕

諸事項

官庁
金融商品取引業者営業保証金取戻し、国営土地改良事業計画（手取川流域・吉井川）関係　九

裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一四

会社その他

規　則

○国家公安委員会規則第十号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、及び刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二十一条第四項の規定に基づき、留置施設視察委員会の委員の定数及び任期についての基準を定める規則を次のように定める。

平成二十五年八月二十六日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

留置施設視察委員会の委員の定数及び任期についての基準を定める規則

（委員の定数の基準）

第一条　刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「法」という。）第二十条第一項の留置施設視察委員会の委員（以下「委員」という。）の定数についての法第二十一条第四項の国家公安委員会の定める基準は、十人以内とする。

（委員の任期の基準）

第二条　委員の任期についての法第二十一条第四項の国家公安委員会の定める基準は、一年とし、再任を妨げないこととする。

附　則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。